

【別表 3】

費用の分担区分

委託者(町)	受託者
設備建物の増改築、補修、維持、管理費等	受託業務従事者の人件費
厨房設備の工事、保守点検、修理、購入費	受託業務従事者の法定福利費
光熱水費	受託業務従事者の福利厚生費
食器・食缶類の購入費	受託業務従事者の保健衛生費(健康診断・検便等)
防鼠・防虫の害虫駆除費	受託業務従事者の被服(※1)費・洗濯費
	消耗品(※2)の購入
	通信機器等および通信費
	必要関係書類に関する経費

※上記に定めるもののほか、「費用の分担区分」として新たに定める事項、または、疑義が生じたときは、本町と受託者が協議の上、決定する。

※1 被服

白衣上下、帽子、マスク、コックシューズ(用途別)、エプロン 等

※2 消耗品

洗浄・消毒薬品、ペーパータオル、ラップ、キッチンペーパー、ビニール袋、使い捨て手袋、使い捨てマスク、食器洗浄機用洗剤、洗剤、石けん、スポンジ、たわし、保存食用ジッパー、掃除用具、救急薬品類(消毒液、絆創膏等)、筆記用具、茶器、工具等、事業用ごみ袋(町指定)、必要関係書類に関する経費 等